

一般社団法人 日本杜仲研究センター

定款概要

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人 日本杜仲研究センターと称する。

2 英文表記を Japan Eucommia R & D Center とする。

(主たる事務所の所在地)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を大阪市に置く。

2 当法人は、理事会の議決に基づき、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目 的)

第 3 条 当法人は、大阪大学産業科学研究所、大阪大学産業科学研究協会、(一社)テラプロジェクトをはじめとする国内の大学等の組織や企業・団体および中国西北農林科技大学や中国農業科学院等、海外の大学や研究機関、企業等と連携して、杜仲 (*Eucommia ulmoides*) の有する好個な長所を活用するための探索や調査、本植物の植栽関連事業、カーボンクレジット事業、また、本植物を素材とする産品開発を国際連携のもとに進めることを目的とする。また、カーボンオフセット事業、カーボンクレジット事業に関する勉強会などを通じて産官学の交流を図るため、学術集会、研究会、講演会、ワークショップ等の学術的な会合を開催する。

(事 業)

第 4 条 当法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 杜仲 (トチュウ) に関する調査、研究成果の活用。
2. トチュウを素材とした産品開発と販売支援。
3. トチュウ等有用植物の活用に関係する事業展開支援。
4. トチュウを始めとする有用植物に関する勉強会を通じて産官学の交流を図るための学術集会、研究会、講演会、ワークショップ等の学術的な会合の開催
5. 有用植物の活用に関する企業等との共同研究、受託研究。
6. 植物に関する書籍、刊行物などの発行、出版、電子情報の発信。
7. その他、上記事項に関連する業務。

第2章 社員・会員

(法人上の社員ならびにそれ以外の種別)

第5条 当法人に正社員と賛助会員をおく。正社員をもって、一般社団法人および一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に規定される社員とする。

2 正社員 当法人の目的に賛同し、専門的知識と経験を有し、社員として認められたものの。

3 賛助会員

賛助会員は以下の2種類とする。

I 賛助会員（個人） 当法人の目的に賛同し、その事業を賛助することに賛同した個人。

II 賛助会員（法人） 当法人の目的に賛同し、その事業を賛助することに賛同した法人および団体。

(入 社)

第6条 当法人の成立後に加入する社員は、理事会による承認を得た時点で社員としての資格を得る。

(社員が果たすべき責任)

第7条 当社団に入会した社員は、定款に則り、当法人および構成社員の利益に反する行為は厳に慎まなければならない。

(経費の負担)

第8条 社員は、当法人の目的を達成するため、理事会が定める経費を支払う義務を負うものとする。

2 納付済の経費は、いかなる理由があっても、返還しない。

第4章 役員等

(役員としての理事および監事の役割)

第15条 当法人の業務は、理事がこれをつかさどるものとする。また、監事は理事の職務執行を監査するものと定める。

(役職名)

第23条 本法人は、理事長（代表理事；1名）、副理事長（3名以内）、専務理事（1名）、理事（複数名）、研究センター長、事務局長を置くことができる。

(理事長・理事の選任と退任)

第24条 理事は理事会で推薦し、社員総会で承認する。

2 理事長は、理事の互選により理事会で選出する。

第5章 社員・会員の去就

(入 社)

第26条 当法人は、理事会の同意がなければ、新たに社員（正会員）および会員を入社させることはできない。

第6章 計 算 等

(事業年度)

第29条 当法人の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

第6章 附 則

(事務局長)

第31条 本法人は、理事の中から、理事長1名、副理事長（3名以内）を選出し、社員の中から事務局長を選定する。副理事長は理事長を補佐し、やむを得ない事態が生じた場合は任務を代行する。事務局長は、専ら本法人に関わる事務業務を補佐する。

(社員以外の理事委嘱)

第32条 本法人は理事会の承認を得て社員以外の理事を最大2名まで委嘱することができる。

(事業初年度)

第33条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から2018年9月30日までとする。

(定款に規定のない事項の取り扱い)

第34条 この定款に規定のない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

第35条

(設立時、理事、監事の氏名)

設立時	代表理事	小林昭雄
設立時	理事	川崎博己
設立時	理事	片山健至
他	理事	2名
	監事	1名

以上、一般社団法人 日本杜仲研究センターを設立するため、この定款を作成し、社員がこれに記名する。

2017年11月1日